うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

（別表４）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年３月末	平成22年６月末	平成22年９月末	平成22年12月末	平成23年３月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

第６　法第５条に基づく措置の実施状況（別表５及び別表６）
（別表５）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年３月末	平成22年６月末	平成22年９月末	平成22年12月末	平成23年３月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

（別表６）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年３月末	平成22年６月末	平成22年９月末	平成22年12月末	平成23年３月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						

（記載上の注意）
1　別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこと。
2　別表中の各欄には、法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載すること。
3　別表１、別表３及び別表５に記載する額は、これらの表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
4　この様式中の「貸付けの条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予（以下「元本の返済猶予等」という。）であって、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいう。
5　元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付けの条件の変更等」に該当しないものとする。ただし、債務者から申込みを受けた元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、「貸付けの条件の変更等」とみなして、別表中の「申込み」を受けた貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。
6　この様式中の「信用保証協会等」とは、信用保証協会及び第４条第２項各号に掲げる者をいう。
7　この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第11条第２項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が100分の40であるものに限る。）をいう。
8　この様式中の「申込み」とは、貸付けの条件の変更等を求める書面による意思の表示（口頭による当該意思の表示の内容を金庫の職員が記録したものを含む。）をいう。
9　この様式中の「実行」とは、貸付けの条件の変更等を行うことをいう。
10　この様式中の「謝絶」とは、「実行」を拒否することをいい、貸付けの条件の変更等の申込みの日から３月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの（当該貸付けの条件の変更等の申込みに係る貸付債権について、信用保証協会等において当該貸付債権に係る債務の保証を応諾するか否かの判断に至っていないものを除く。）については、「謝絶」をしたものとみなす。ただし、「謝絶」をしたものとみなされたものについて、その後「実行」をした場合には、「申込み」を受けた貸付債権及び「実行」に係る貸付債権に計上することとする。